

## 行政手続法・行政手続条例適用の申請に対する処分に係る審査基準と標準処理期間

	所管課名	医療政策課	整理番号	8
許認可等の種類	2ヶ所以上の管理者兼任の許可			
根拠法令条例等・条項	医療法第12条第2項			
許認可等の概要	2ヶ所以上の管理者兼任の許可			
審査基準 (未設定の場合 はその理由)	<p>未設定(法令等の規定において言い尽くされているため)</p> <p>【参考】 医療法第12条第2項 病院、診療所又は助産所を管理する医師、歯科医師又は助産師は、その病院、診療所又は助産所の所在地の都道府県知事の許可を受けた場合を除くほか、他の病院、診療所又は助産所を管理しない者でなければならない。 一 医師の確保を特に図るべき区域内に開設する診療所を管理しようとする場合 二 介護老人保健施設その他の厚生労働省令で定める施設に開設する診療所を管理しようとする場合 三 事業所等に従業員等を対象として開設される診療所を管理しようとする場合 四 地域における休日又は夜間の第三十条の三第一項に規定する医療提供体制の確保のために開設される診療所を管理しようとする場合 五 その他厚生労働省令で定める場合</p> <p>医療法施行規則第9条</p> <p>医療法第十二条第二項の許可について(昭和29年7月21日医取第264号医務局長通知)</p>			
基準の制定根拠	—			
標準処理期間 (未設定の場合 はその理由)	15日			
期間の制定根拠	—			